

海外からの一時帰国に伴う小・中学校への体験入学について

海外に在住する児童・生徒が、現地校の長期休暇等に伴い、本市に一時帰国した際、本市の小・中学校に通いたいと希望する場合には、滞在先の学区の小・中学校と日程等の条件が合えば、体験入学することができます。

ただし、日本国内のいずれかの市町村に住民登録をされた場合は、滞在日数にかかわらず、日本の学校に就学する義務が発生しますので、住民登録をされた市町村で正式な就学手続きをしていただくこととなります。（体験入学ではなく編入学となります。）

1. 体験入学対象者

次のいずれかに該当する方。

- (1) 日本国籍の児童で海外在住の方。
- (2) 外国籍の児童で祖父母が日本国籍の方。
- (3) 外国籍の児童で在籍資格が定住者または永住者の方。

2. 体験入学期間

保護者との協議の上、原則1日～1ヶ月以内で校長が決定します。
行事等によっては参加できないものもあります。

3. 体験入学の受入れ校及び受入れ学年

原則、滞在中の居住地の学区による指定小・中学校及び年齢相当の学年となります。

ただし、日本語の習得状況などにより、下の学年の方が適当であると学校と保護者の間に同意があれば、この限りではありません。

4. 体験入学前の健康診断について

結核高まん延国（※）に6カ月以上居住歴がある場合は、国内で結核の精密検査を受診し、検診結果を提出してください。

（健康診断にかかる費用は自己負担となります。日本人学校に通われている方で、当該年度の健康診断結果が記入された学校の健康診断票をお持ちの方については、その写しを提出してください。）

※該当するか不明な場合は、事前に教育委員会にお問い合わせください。

5. 教科書について

原則、保護者負担となります。

※大使館等の在外公館で教科書の無償給与を受けている場合は、給与された教科書を持参してください。

6. 学用品・教材費・給食費について

授業に必要な学用品、文具、上履き等、学校生活において必要なものは、必ず事前に学校に確認の上、保護者で用意してください。

給食費・教材費等は全額保護者負担となります。

その他、参加される学校行事によっては、その代金をお支払いしていただく場合もあります。

7. 日本スポーツ振興センターによる「災害共済給付制度」への加入について

学校登下校（通学路通行時に限る）時の怪我や学校内での事故による怪我を補償する保険「災害共済給付制度」があり、加入は任意となります。

加入される場合は、学校にて手続きをお願いします。

8. その他受入条件及び注意事項

- (1) 富山市教育委員会の諸規則及び学校の校則を遵守し、指示に従うこと。
- (2) 児童・生徒、保護者ともに日本語での意思疎通ができること。
- (3) 滞在先が富山市内であり、体験入学期間中、滞在先に保護者又は責任を持てる親族と一緒に滞在していること。
- (4) 学校生活において、何らかの配慮を必要とする場合は、必ず事前に教育委員会にその旨を申し出ること。
- (5) 体験入学中、学校生活に適應できない、またはクラス運営に支障が生じた場合は、体験入学をお断りする場合があります。
- (6) 児童・生徒及び保護者が体験入学の趣旨または学校の校則等に従わないときは、体験入学の許可を取消す場合があります。

9. 申請から体験入学までの手続きについて

- ①体験入学する学校に連絡をし、体験入学期間を決定してください。
- ②富山市教育委員会学校教育課（Toyama Sakura ビル7階）にて、体験入学申請手続きをしてください。その際、次のものを持参してください。
 - ・児童生徒のパスポート
 - ・結核検診結果の写し（該当者のみ）
- ③後日、富山市教育委員会が体験入学許可書を発行します。
体験入学許可書が届きましたら、学校に連絡をし、必要事項を確認してください。

[お問い合わせ先]

富山市教育委員会学校教育課学務係

(TEL) 076-443-2134

(E-mail) gakkoukyoiku-01@city.toyama.lg.jp